

3 登園不可又は自粛による保育料の減額について

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次の事由により登園できなかった期間について、保育料を日割りして減額いたします。

- (1) 保育所が一部休園又は全部休園となった場合
- (2) 児童が陽性又は濃厚接触者となった場合
- (3) 児童が発熱等の症状によりPCR検査又は抗原検査を受けた場合
- (4) 児童の同居家族が陽性となった場合
- (5) 児童の同居家族が発熱等の症状によりPCR検査又は抗原検査を受けた場合
- (6) 市からの登園自粛の要請を受けてご自宅での保育にご協力いただいた場合

【問合せ】

子ども家庭部保育支援課

電 話：042-335-4172

メール：hoiku01@city.fuchu.tokyo.jp